

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(五) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種	類	1							
資	構	造	2						
産	細	目	3						
区	取	得	年	月	日	4	・	・	・
	事	業	の	用	に	供	し	た	年
	月	年	月	年	年	年	年	年	年
分	耐	用	年	数	6	年	年	年	年
	取	得	価	額	又	は	製	作	価
取	得	価	額	又	は	製	作	価	額
	外	円	外	円	外	円	外	円	外
得	圧	縮	記	帳	に	よ	る	積	立
	金	計	上	額	8				
価	差	引	取	得	価	額	9		
	(7)-(8)								
帳	償	却	額	計	算	の	対	象	と
	期	末	現	在	の	帳	簿	記	載
簿	期	末	現	在	の	積	立	金	の
	額	11							
簿	積	立	金	の	期	中	取	崩	額
	額	12							
簿	差	引	帳	簿	記	載	金	額	13
	外△								
簿	損	金	に	計	上	し	た	当	期
	償	却	額	14					
簿	前	期	か	ら	繰	り	越	し	た
	償	却	額	超	過	額	15	外	外
簿	外								
	合	計	16						
簿	前	期	か	ら	繰	り	越	し	た
	特	別	償	却	不	足	額	又	は
簿	合	併	等	特	別	償	却	不	足
	額	17							
簿	旧	定	率	法	又	は	定	率	法
	の	基	礎	と	な	る	金	額	18
簿	旧	定	額	法	に	よ	る	償	却
	額	19							
簿	旧	定	額	法	の	償	却	率	20
	円								
簿	旧	定	率	法	に	よ	る	償	却
	額	21							
簿	旧	定	率	法	の	償	却	率	22
	円								
簿	出	償	却	額	23				
	円								
簿	定	額	法	に	よ	る	償	却	額
	額	24							
簿	定	額	法	の	償	却	率	25	
	円								
簿	定	率	法	に	よ	る	償	却	額
	額	26							
簿	定	率	法	の	償	却	率	27	
	円								
簿	出	償	却	額	28				
	円								
簿	当	期	分	の	普	通	償	却	限
	額	29							
簿	特	別	償	却	限	度	額	30	外
	外								
簿	前	期	か	ら	繰	り	越	し	た
	特	別	償	却	不	足	額	又	は
簿	合	併	等	特	別	償	却	不	足
	額	31							
簿	合	計	32						
	差	引	取	得	価	額	×	50%	9
簿	当	期	償	却	可	能	限	度	額
	額	34							
簿	当	期	の	通	常	償	却	額	35
	円								
簿	取	り	替	え	た	新	た	な	資
	産	に	係	る	損	算	入	額	36
簿	償	却	限	度	額	37			
	円								
簿	当	期	償	却	額	38			
	差	引	償	却	不	足	額	39	
簿	償	却	超	過	額	40			
	前	期	か	ら	の	繰	越	額	41
簿	外								
	当	期	償	却	不	足	に	よ	る
簿	額	42							
	積	立	金	取	崩	し	に	よ	る
簿	額	43							
	差	引	合	計	翌	期	へ	の	
簿	繰	越	額	44					
	翌	期	に	繰	り	越	す	べ	き
簿	特	別	償	却	不	足	額	45	
	円								
簿	当	期	に	お	い	て	切	り	捨
	特	別	償	却	不	足	額	又	は
簿	合	併	等	特	別	償	却	不	足
	額	46							
簿	差	引	翌	期	へ	の	繰	越	額
	額	47							
簿	翌	期	内	繰	越	額	48		
	平	・	・	平	・	・			
簿	当	期	分	不	足	額	49		
	適	格	組	織	再	編	成	に	よ
簿	り	引	き	継	ぐ	べ	き	合	併
	等	特	別	償	却	不	足	額	50
簿	円								
	備	考							

P78~81参照

P81参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P84~87参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第68条の10第1項 (平成30年旧措置法第42条の5第1項第1号)	10567 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成30年旧措置法第68条の10第1項 (平成30年旧措置法第42条の5第1項第2号)	10280 ※2	

※1 区分番号「10567」は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10280」は、平成30年4月1日前に二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等 を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項 (「第42条の5第1項第1号」又は「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する第42条の5第1項各号」)	10598 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第2号)	10600 ※	
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第3号)	10602 ※	

※ 区分番号「10598」、「10600」又は「10602」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、区分番号「10598」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等 を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	10030	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第68条の14第 1項 (平成30年旧措置法第42条の10 第1項第1号)	10569 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成30年旧措置法第68条の14第 1項 (平成30年旧措置法第42条の10 第1項第2号)	10487 ※	
	第68条の14第1項	10605 ※	

※ 区分番号「10605」は、平成30年4月1日以後に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には区分番号「10569」又は「10487」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械 等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項	10291	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
地域経済牽引事業 ^{ひた} の促進区域内にお いて特定事業用機械等 ^{ひた} を取得した場 合の特別償却	第68条の14の3第1項	10580	
地方活力向上地域等において特定建 物等 ^{ひた} を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10551 ※	

※ 区分番号「10551」の措置名（「法人税関係特別措置」欄）は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成30年6月1日）前に終了する連結事業年度については「地方活力向上地域において特定建物等^{ひた}を取得した場合の特別償却」となります。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定中小連結法人が経営改善設備を 取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
中小連結法人が特定経営力向上設備 等 ^{ひた} を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項	10584	
革新的情報産業活用設備 ^{ひた} を取得した 場合の特別償却	第68条の15の7第1項	10611 ※	

※ 区分番号「10611」は、生産性向上特別措置法の施行日（平成30年6月6日）以後に終了する連結事業年度が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
船舶の特別償却	第68条の16第1項第2号	10300	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	第68条の16第1項第3号	10589	
再生可能エネルギー発電設備等の特 別償却	第68条の16第1項第4号	10614	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第1項	10501	
	第68条の17第2項	10504	
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項第1号	10591	
	第68条の18第1項第2号	10593	
関西文化学術研究都市の文化学術研 究地区における文化学術研究施設の 特別償却	第68条の19第1項	10303	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定地域における電気通信設備の特 別償却	平成30年旧措置法第68条の26第 1項	10573	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
情報流通円滑化設備の特別償却	第68条の26第1項	10616	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第1号)	10119	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第2号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第3号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第4号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第5号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第2項第1号	10437 ※1	
	第68条の27第2項第1号	10556 ※1	
	第68条の27第2項第2号	10543 ※2	
	平成26年旧措置法第68条の27第2項第2号	10440 ※2	
	第68条の27第2項第3号	10519 ※2	
	第68条の27第2項第4号	10558	

※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10556」が該当します。

※2 区分番号「10440」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10519」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「平成30年旧措置法第68条の33第1項第1号イ」又は「平成30年旧措置法第68条の33第1項第2号イ」	10560	
	「平成30年旧措置法第68条の33第1項第1号ロ」又は「平成30年旧措置法第68条の33第1項第2号ロ」	10562	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第68条の33第1項	10595 ※	

※ 区分番号「10595」は、税制改正前の租税特別措置法の条項(平成30年旧措置法第68条の34第1項)により適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第68条の33第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
企業主導型保育施設用資産の割増償却	第68条の34第1項	10618	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定都市再生建築物等の割増償却	第68条の35第1項 (同条第3項第1号イ)	10449 ※	
	「第68条の35第1項」、「平成27年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の35第1項」 (「第68条の35第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」)	10452 ※	
	「第68条の35第1項」、「平成29年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成27年旧措置法第68条の35第1項」 (「第68条の35第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	10461	

※ 区分番号「10449」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「10452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第68条の36第1項	10342 ※	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第68条の36第1項	10575 ※	

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」	10186	別表十六(一)「33」欄、別表十六(二)「37」欄、別表十六(三)「33」欄又は別表十六(五)「31」欄の金額